

ぬまづ憲法9条の会

201号
11月1日 発行
事務局
神田健夫
055-921-7755

専守防衛から 敵基地攻撃へ大転換

岸田自民党政権は、今後

の日本の進路を大きく変える、「安保関連3文書」と呼ばれる防衛政策のよりどころを改定する作業を本格化させた。

見直すのは、安倍政権が2013年に初めて策定した国家安全保障戦略、1976年以来、5度にわたって改定した防衛計画の大綱、そして5年ごとに防衛予算の使い道を定める中期防衛力整備計画（中期防）である。

防衛費増ありき

敵基地攻撃能力

岸田自民党政権は、国内総生産（GDP）比1%という枠を2%以上にし、「防衛力の抜本的な強化」を図ること。その中で「反

撃能力」と称する敵基地攻撃能力を容認することに大転換だ。

結論ありき

米国の台湾有事・北朝鮮弾道ミサイルを口実に、日本のミサイル装備強化、しかし「抜本的な強化」の中心が公表されない。5年間で現行の1・5倍の40兆円以上という次期中期防の数字が公然と語られている。国民の見えないところで検討を着々と進め、政権に近い有識者や与党の限られたメンバーのお墨付きを得ればそれでいい、という「結論ありき」の決め方である。

国会での十分な議論を

有識者会議に続き、自民、公明両党の与党協議が始まっ

た。12月に3文書改定を終え、来年度政府予算案とともに決着を図ることを岸田政権は考えている。しかし、12月10日までの臨時国会の会期中に、国会で十分な議論ができるのか。国会は物価高騰と統一教会問題に集中しているが、「安保関連3文書」の改悪させない運動を広げることが求められている。

憲法と統一教会

昨今、世界平和統一家庭連合（統一教会）の靈感商法や献金などの問題が話題になっていきます。

憲法関連というと世界平和統一家庭連合の関連団体である勝共連合（教祖、文鮮明が設立）の幹部が、憲法改定案をユーチューブ上で解説。「憲法改正がどうしても必要だ」と主張しています。

「戦争」を想定し「憲法秩序を一時停止」する「緊急事態条項」の新設にふれ、「行き過ぎた個人の人権」

を攻撃し、「家族保護の文言」の必要性を指摘しています。

さらに、「9条が諸悪の根源」だとして、「自衛軍」「国防軍」などの明記を主張しました。

勝共連合が改憲の優先課題として掲げる

①緊急事態条項の創設

②家族条項の創設

③9条への自衛隊の明記は、いずれも自民党の改憲案とまったく同じです。

このように統一教会は憲法9条を攻撃しています。

ですが、統一教会擁護派からは、憲法で保障された思想・信条の自由は統一教会にもあるだろうと主張しています。

統一教会は靈感商法や献金などのやっていることが犯罪性があるわけです。その犯罪性のある統一教会に思想・信条の自由などがあるのでしょうか。

統一教会が反社会性を持つて行動していること自体が

公共の福祉に反しているのではないのでしょうか。

さらに、一番問題なのは宗教法人という資格を与えてしまっているということです。

統一教会が宗教法人だからと税の優遇措置を国や各自治体から受けている。それが、問題であると考えます。統一教会は自分達の信仰が正しいと考えるなら社会的な教義自体を変えるべきです。

その靈感商法や違法献金を行っていた統一教会の支援を受けて、統一教会と共闘して憲法9条改正を声高に叫び選挙ボランティアを受けていた自民党は断罪されるべきです。

山際大志郎経済再生担当相の辞任は当然です。今回の問題は自民党と統一教会が関わっていたことが問題の発端である。岸田政権と自民党は統一教会との問題を一刻も早く解消するべきです。（投稿 稲葉健介）

改正国民投票法

問題点が置き去りだ

岸田首相改憲では強気

参院選後の国会（臨時国会）がようやく開かれた。「国葬強行」「統一協会問題」「物価高騰」などなど、首相を迎える逆風は並みではない。

しかし首相の言動は部分的には極めて強気だ。3日、所信表明で岸田首相は改憲問題で踏み込んだ。

「発議」に向け、国会の場においてこれまで以上に積極的な議論が行われることを期待します」と冒頭に「発議」をもってきた。

今、国民は憲法改正を望んでいない。物価高騰を抑え、高騰分を賃上げ、年金支給額の増額や、統一教会の解散である。

国民投票法の問題点

2021年6月12日憲法改正の是非を問うための

手続きを定める改正国民投票法が成立した。広告規制や運動資金などの問題点は今後検討し、施行三年後をめどに法制上の措置などを講じるとされたが、最低投票率の問題を含め懸念は残されたままだ。

① 広告規制

現行法では、テレビやラジオなどの広告放送は投票前の十四日間を除いて規制がなく、いくら資金を投入してもよい仕組みになっている。

*今の法律では、テレビ広告の費用に上限がないため、資金力のある政党や政治団体の主張が結果に影響を与えかねず、広告規制も議論すべきだ。

② 運動資金

資金力が投票行動を大きく左右しかねない。法制定時には想定されていなかったインターネットの利用や広告をどう取り扱うかも、重要な問題だ。

③ 最低投票率

最低投票率も放置できない問題だ。国会が発議した改憲案は国民投票の過半数の賛成で成立するが、投票率が低ければ、少数の国民によって改憲が実現することになるからだ。

こうした数々の問題を検討し、法制上の措置を講じることが改憲の是非を問う国民投票を公平・公正に行うために必要不可欠だ。

ちよつと良いニュース

* 「嫡出推定見直し」

政府は14日、「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」という「嫡出（ちやくしゅつ）推定」を見直し、再婚後に生まれれば「現夫の子」とする民法改正案を閣議決定した。今の臨時国会に提出し、成立を図る。民法 親の「懲戒権」削除

* 7月参院選 「違憲状態」

1票の格差3.03倍
大阪高裁判決
「不均衡軽視できず」選挙制度

見直し求める

東京高裁も「違憲状態」
一方で、国会の裁量権を認めて無効請求は棄却した。

* 生活保護減額は「違法」

4例目の処分取り消し
一方で憲法判断はせず、賠償請求は退けた。

「岡田伸太裁判長は厚生労働相の裁量権を逸脱し、違法」として、処分を取り消した。（横浜地裁）

* 米学生ローン返済免除

運動団体「声を上げた成果」
年収日本円で1861万円以下の借り手が対象
1人あたり149万円の免除
最大で4300万人の学生ローン債務者が免除対象者、うち2000万人の債務残高が帳消しとなる。

* 中傷ツイートに「いいね」

杉田水脈議員が敗訴

自民党の杉田水脈議員（現・総務政務官）がジャーナリストの伊藤詩織さんから訴えられた「いいね」訴訟の控訴審判決が10月20日に東京高裁で言い渡され、石井浩裁判長は一審判

決を変更し杉田議員に55万円の支払いを命じた。
発信のリスク・責任自覚を

改憲は戦争への道

主催 戦争させない 憲法壊すな

沼津の会 第74回

日時 11月19日（土）

13時30分〜

会場 沼津中央公園

集会・スタンディング

○9条改憲許さない

○軍備拡大に反対

○ロシアはウクライナ侵略を止め即時撤退

雨天中止

国民の支持のない岸田政権は退陣を！

土曜日・駅頭

スタンディング

場所 JR沼津駅南口

井上靖記念碑前

11月5日、12日、

26日、

自家製ブラカードを持って立つても腰掛けても参加できます。